

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月分）の 第3子以降学校給食費負担軽減制度の申込みについて

子育てに要する費用の負担を軽減するため、観音寺市立中学校に通う第3子以降の学校給食費の補助制度を実施しています。

対象となる方は、下記の案内にしたがって手続きをお願いします。給食費負担軽減の適用を受ける場合は、申込書の提出が年度ごとに必要となります。

※小学生については、国の給食費負担軽減制度の対象となり、給食費の無償化を予定しているため、第3子以降学校給食費負担軽減制度の申込みの必要はありません。

第3子以降負担軽減制度の対象者

令和8年4月8日時点（新年度学校給食開始日）以降に、以下の①から③を全て満たしている保護者が負担軽減制度の対象となります。なお、第3子以降負担軽減の額は扶養している子のうち、年齢が上から数えて3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 中学生以上の子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から3番目以降の子が観音寺市立中学校に通っていて、学校給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等の学校給食費の全額援助を受けていない。（現在、申請中の場合は、本負担軽減制度も併せて申請いただきますよう、お願いします。）

給食費の第3子以降負担軽減が決定すると、給食費は徴収なくなります。

申込み方法について

- ① 「観音寺市立小・中学校第3子以降学校給食費負担軽減に関する申請書」に必要事項を記入してください。
- ② この用紙と一緒に同封されていた封筒に申込書を入れ、氏名等を記載し、提出ください。（第3子以降のお子さまが2人以上いる場合は、世帯で1通のみの提出でかまいません）

※電子申請でお申し込みの場合は、紙の申込書の提出は不要です。（別紙参照）

申込書の提出先

第3子以降のお子さまが通っている、小・中学校へ提出してください。

令和8年度の負担軽減制度の申込み期限

令和8年3月24日(火)

※期日を過ぎて提出される場合、学校給食課に直接持参してください。

申込み期限を過ぎて申込みされた場合、負担軽減制度の適用は申込日以降となります。

※年度途中で第3子に該当するようになった場合は、速やかに申込書を提出してください。

可否決定通知書について

期限までに申込書の提出があった方は、審査の結果を記載した可否決定通知書を4月に通知します。以降は随時通知書をお送りします。

世帯の状況に変更が生じた場合

可否決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合（扶養している人数の変更等）は、変更の届出が必要となります。各学校や市ホームページ等に状況変更届を用意していますので、速やかにご提出をお願いします。（扶養している子が減った場合、負担軽減制度の対象外になることがあります。）

Q & A

Q 扶養している子に年齢制限はありますか。

第1子、第2子については扶養していれば年齢制限はありません。

Q 同一人物が子を扶養している必要がありますか。

同一人物が扶養している必要はありません。

（共働き世帯で、第1子が父、第2子及び第3子が母の扶養の場合等）

Q 子の扶養が確認できる書類の添付はどのようにすればよいですか。

健康保険の「資格確認書の写し」、「資格情報のお知らせ（A4書面）の写し」、「マイナポータルログイン後の健康保険証情報を印刷したもの」のいずれかの添付をお願いいたします。

Q 三豊中学校に兄弟が通学していますが、書類の添付は必要ですか？

三豊中学校に通っているお子さまの書類の添付は必要ありません。

お問い合わせ先

観音寺市教育委員会事務局 学校給食課

電話：0875-57-6660

住所：香川県観音寺市瀬戸町一丁目9番28号